

農業改良助長法の一  
部を改正する法律案新旧対照条文

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>（助成の基準）</p> <p>第二条 政府は、農業に関する試験研究を助長するため、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次に定めるところにより、補助金又は委託金（以下この章において「資金」という。）を交付する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第七条第一項第二号及び第三号の協同農業普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費について、その二分の一</p> <p>（農林水産省の試験研究機関等の協力等）</p> <p>第四条 都道府県試験研究機関等（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。第八条第二項において同じ。）は、この法律の目的を達成するために行う試験研究に関し、農林水産省の試験研究機関又は農林水産省の所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に</p>	<p>（助成の基準）</p> <p>第二条 政府は、農業に関する試験研究を助長するため、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次に定めるところにより、補助金又は委託金（以下この章において「資金」という。）を交付する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十四条第一項第二号及び第三号の協同農業普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費について、その二分の一</p> <p>（農林水産省の試験研究機関等の協力等）</p> <p>第四条 都道府県試験研究機関等（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。第十四条の二第四項において同じ。）は、この法律の目的を達成するために行う試験研究に關し、農林水産省の試験研究機関又は農林水産省の所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に</p>

規定する独立行政法人をいう。次条第一項において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行うものに對して、共同研究の実施並びに必要な助言及び協力を求めることができる。

一項に規定する独立行政法人をいう。第十一條第一項において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行うものに對して、共同研究の実施並びに必要な助言及び協力を求めることができる。

第五条から第十条まで 削除

(年次報告書)

第五条 (略)

2 (略)

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

(年次報告書)

第十二条 (略)

2 (略)

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

第十二条 削除

第三章 農業に関する普及事業の助長

第六条 (略)

(協同農業普及事業)

第七条 この章の規定により交付金を交付される「協同農業普及事業」とは、次に掲げるものをいう。

第三章 農業に関する普及事業の助長

第十三条 (略)

(協同農業普及事業)

第十四条 この章の規定により交付金を交付される「協同農業普及事業」とは、次に掲げるものをいう。

		一 普及指導員を置くこと。
	二 普及指導員が次条第一項名号に掲げる事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。	
	三 普及指導センターを運営すること。	
	四 普及指導協力委員が第十三条第二項の規定により活動を行うこと。	
五	(略)	
六	普及指導員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。	
2	農林水産大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）を定めるものとする。	
一	(略)	
二	普及指導員の配置に関する基本的事項	
三	普及指導員の資質の向上に関する基本的事項	
四・五	(略)	
3～5	(略)	
6	実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	
一	(略)	
二	普及指導員の配置に関する事項	
三	普及指導員の資質の向上に関する事項	
四・五	(略)	
7・8	(略)	
		一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
		二 専門技術員又は改良普及員が次条第一項、第三項又は第五項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。
		三 地域農業改良普及センターを運営すること。
		四 普及協力委員が第十四条の七第二項の規定により活動を行うこと。
五	(略)	
六	改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。	
2	農林水産大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）を定めるものとする。	
一	(略)	
二	専門技術員及び改良普及員の配置に関する基本的事項	
三	専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する基本的事項	
四・五	(略)	
3～5	(略)	
6	実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	
一	(略)	
二	専門技術員及び改良普及員の配置に関する事項	
三	専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する事項	
四・五	(略)	
7・8	(略)	

(普及指導員)

**第八条** 都道府県は、前条第一項第一号、第五号及び第六号の協同農業普及事業を行うため、普及指導員を置く。

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

- 一 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
- 二 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

3 都道府県は、普及指導員の行う前項第一号の調査研究と都道府県試験研究機関等の行う前条第一項第一号の協同農業普及事業に必要な試験研究とが緊密な連絡を保ちながら行われることにより、有用な成果が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(専門技術員及び改良普及員)

**第十四条の二** 都道府県は、前条第一項第一号、第五号及び第六号の協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

2 専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導する。

3 専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。

4 都道府県は、専門技術員の行う第二項の調査研究と都道府県試験研究機関等の行う前条第一項第一号の協同農業普及事業に必要な試験研究とが緊密な連絡を保ちながら行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 改良普及員は、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。

			6   改良普及員は、地域農業改良普及センターに属するものとする。 ただし、専ら前条第一項第五号の研修教育に当たる改良普及員については、農業者研修教育施設たる機関に属することを妨げない。
		(普及指導員の任用資格)	
	第九条	農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、普及指導員に任用されることができない。	
	(普及指導員の研修)		
	第十一条	都道府県知事は、普及指導員の技術及び知識の向上を図るために、計画的に、普及指導員についての研修を実施するよう努めなければならない。	
	(普及指導手当)		
	第十一條	都道府県は、条例で定めるところにより、普及指導員に対しても、その者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、普及指導手当を支給することができる。	
2	(専門技術員及び改良普及員の任用資格)		
	第十四条の三	農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う専門技術員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員に任用されることができない。	
2	(専門技術員及び改良普及員の研修)		
	第十四条の四	都道府県知事は、専門技術員及び改良普及員の技術及び知識の向上を図るために、計画的に、専門技術員及び改良普及員についての研修を実施するよう努めなければならない。	
	(農業改良普及手当)		
	第十四条の五	都道府県は、条例で定めるところにより、専門技術員及び改良普及員に対して、これらの者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、農業改良普及手当を支給することができる。	

きる農業改良普及手当の月額は、その給料の月額に、専門技術員にあつては百分の八以内、改良普及員にあつては百分の十一以内においてそれぞれ条例で定める支給割合を乗じて得た額とする。

#### (普及指導センター)

第十二条 都道府県は、普及指導センター（以下「センター」という。）を設けることができる。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 普及指導員が第八条第一項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。

二 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと（第七条第一項第五号の研修教育を除く。）。

#### (地域農業改良普及センター)

第十四条の六 都道府県は、地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を設けるものとする。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。

二 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと（第十四条第一項第五号の研修教育を除く。）。

3 センターの位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

4 センターの長は、改良普及員をもつて充てるものとする。

#### (普及指導協力委員)

第十三条 都道府県は、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者のうちから、普及指導協力委員を委嘱することができる。

#### (普及協力委員)

第十四条の七 都道府県は、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者のうちから、普及協力委員を委嘱することができる。

2 普及指導協力委員は、普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

(年次報告書)

第十四条 (略)

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

(年次報告書)

第十五条 (略)

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十条の規定による歳入歳出決算の添附書類として、国会に提出するものとする。

第十六条 (略)

第十五条 (略)

(注) 傍線は改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>第一百四条（略）</p> <p>普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。</p> <p>（略）</p>	<p>第一百四条（略）</p> <p>普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。</p> <p>（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。</p> <p>6～14（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。</p>

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十一号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>（農薬の使用の指導）</p> <p>第十二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たつては、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。</p>	<p>（農薬の使用の指導）</p> <p>第十二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たつては、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（減額譲渡又は貸付）</p> <p>第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。</p> <p>イ チ （略）</p> <p>リ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設</p> <p>ヌ～ワ （略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（減額譲渡又は貸付）</p> <p>第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。</p> <p>イ チ （略）</p> <p>リ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設</p> <p>ヌ～ワ （略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(職業安定法の特例)	現行
<p>第十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下この条において単に「教育施設」という。）の長は、当該認定の日以後は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者（以下この条において「学生等」という。）について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設（別表第五号）において「農業者研修教育施設」という。）であること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下この条において単に「教育施設」という。）の長は、当該認定の日以後は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者（以下この条において「学生等」という。）について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設（別表第五号）において「農業者研修教育施設」という。）であること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>